木造住宅耐震改修事業（補強計画一体型）

（注意事項）

この補助金の交付を受けるには、補強計画と補強工事の両方を実施する必要があります。

　補強計画を策定後、補強工事の実施を中止する場合、補助金の交付を受けられません。

事業の進捗により必要な提出書類があります。

　各書類提出後、市から通知書(交付決定通知書、確認結果通知書)を受領した後に、次工程の作業を実施してください。

補強工事開始後、施工状況の検査を行います。

検査依頼箇所を明示した図面及び検査箇所に使用する金物のカタログ（取付図、施行要領が載っているもの）の提出と立会日の調整（申請者より市へ連絡すること）を済ませた上、金物の取付け方等が正しく行われているか検査を受けてください。

検査箇所は最初に補強した箇所とします。

補強計画のとおり、耐震補強工事が行われているかの確認は、全て写真にて判断します。

写真撮影箇所不足がある場合、写真が不鮮明な場合、提出された写真にて金物類の取付けが適当と判断できない場合、使用する金物・釘・構造用合板・筋交い等の材料確認ができない場合等には、該当部分の耐力を除外して再計算するか、再施工した写真を提出していただきます。

　必要な写真の例は、裏面記載の通りです。裏面記載以外の事項についても、施工状況確認のために必要な写真は提出してください。

上記注意事項を確認し、木造住宅耐震改修事業（補強計画一体型）を実施します。

　　　　　年　　月　　日

申請者名：

耐震補強相談士名：

※署名又は記名押印ください。

必要工事写真（例）

□使用する金物や釘、構造用合板の材料確認写真

□施工箇所が判別できる全景写真（施工前・施工後）

□耐力壁付近のアンカーボルト施工が確認できる近景写真

□施工箇所の金物の取付け方が確認できる近景写真

□筋交いの仕様（厚さ・幅）が確認できる写真

□構造用合板の下地受け材が確認できる写真

□構造用合板の釘ピッチが確認できる写真

※施工場所全ての写真が必要。

※施工場所が分かるよう、番号などで場所を管理すること。

※他、施工状況を確認するために必要な写真があれば要提出。